官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔告　示〕
○政党助成法の規定による政党の解散等に係る政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件（総務一九七）　一
○政党助成法の規定による政党の支部の解散等に係る支部政党交付金の使途等に関する支部報告書の提出があったので要旨を公表する件（同一九八）　三

告　示

○総務省告示第百九十七号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十八条第一項の規定による政党の解散等に係る政党交付金の使途等に関する報告書の提出並びに同条第二項において準用する同法第十七条第二項の規定による支部報告書及び各総括文書の提出があったので、同法第三十一条の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年五月二十九日

総務大臣　山本　早苗